

📖 中国人民銀行・財政部・商務部・税関総署・国家税
務総局・中国銀行業監督管理委員会「輸出貨物貿易人
民元決済企業管理に関する問題の通知」

2012年3月5日
第45号

企画部 調査課

2012年2月3日付で、中国人民銀行・財政部・商務部・税関総署・国家税務総局・中国銀行業監督管理委員会の6部署連名で「輸出貨物貿易人民元決済企業管理に関する問題の通知」(銀発〔2012〕23号 以下「23号通知」)が公布され、3月2日付で中国人民銀行のウェブサイトに掲示されました。

「23号通知」は、これまでの輸出貨物パイロット企業リストに記載されているかに関わらず、輸出入経営資格を有する企業は「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」(2009年7月1日公布 中国人民銀行・財政部・商務部・税関総署・国家税務総局・中国銀行業監督管理委員会公告〔2009〕第10号、以下「管理弁法」)、および本「23号通知」に基づき、人民元建の輸出貨物決済が可能と規定するものです。

同時に、「重点監督管理企業リスト」管理制度を設置し、直近二年間で増値税の不正還付受領などの違法行為のある企業を「重点監督管理企業リスト」に記載し、クロスボーダー人民元決済での人民元収入の域外留保を禁止するなどの制限を設けています。

なお、輸出に伴う増値税の還付については「管理弁法」第十七条の規定に従って行われる可能性があります。具体的な取り扱いについては各地関連当局の見解を確認する必要がありますので、ご注意ください。

ご参考：「管理弁法」第十七条

使用人民币结算的出口贸易，按照有关规定享受出口货物退（免）税政策。具体出口货物退（免）税管理办法由国务院税务主管部门制定。

(日文参考訳) 人民元決済を使用する輸出貿易は、関係規定に従い、輸出貨物税額還付(免除)政策を享受する。具体的な輸出貨物税額還付(免除)管理方法は国务院税務主管部門が制定する。

「通知」の主要内容は以下の通りです。

◇輸出貨物貿易人民元決済の対象企業の拡大

従来	本件後
✓ 輸出貨物に対するクロスボーダー貿易人民元決済試行のパイロット企業に限り、輸出貨物貿易人民元決済を行うことができる。	✓ 輸出入経営資格を有する企業は輸出貨物貿易人民元決済を行うことができる。

◇重点監督管理企業リスト管理制度の設置

法規違反のある一部企業を、重点監督管理リストに分類して管理することを規定しています。重点監督管理リストに列挙される基準は以下の通りとなっています。

【重点監督管理企業リスト企業に認定される基準】

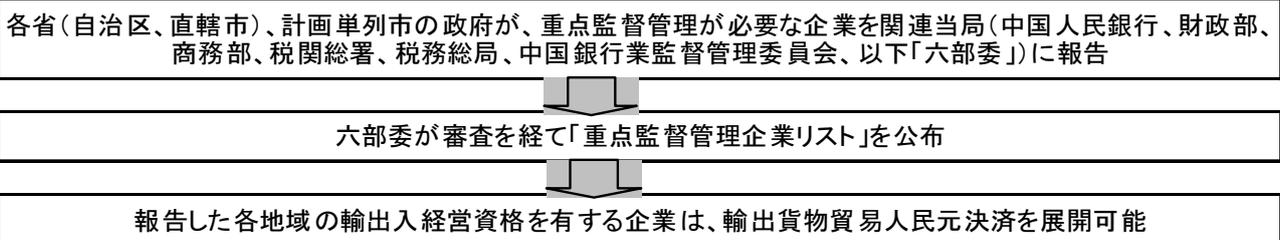
- (一) 直近二年以内に輸出税還付の詐取、脱税、虚偽の増値税インボイスを発行あるいは受領したことがある
- (二) 直近二年以内に輸出税還付の詐取、脱税、虚偽の増値税インボイスを発行あるいは受領した嫌疑により税務機関および公安等の部門の査察を受けたことがある
- (三) 直近二年以内に密輸等重大な税関監督管理に違反する行為がある
- (四) 直近二年以内に比較的的重大な金融管理規定に違反する行為がある
- (五) 直近二年以内に比較的的重大な国家対外貿易法律法規に違反する行為がある
- (六) 直近二年以内に比較的的重大なその他の違法行為がある

「重点監督管理リスト」対象企業は中国人民銀行により人民元クロスボーダー収支情報管理システムに入力され、当該企業に対してはクロスボーダー人民元業務を実施する際に銀行における審査強化が行われ、またクロスボーダー貿易人民元決済で取得した人民元資金の域外留保は禁止されるなど、通常企業より厳しい管理が適用されます。

◇開始時期

適用開始時期は以下の通り、当局による「重点監督管理企業リスト」公布以後になります。

リスト公布までは従来通りのパイロット企業管理が適用されます。



以下は中国語原文と日本語仮訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p>中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会</p>	<p>中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 中国銀行業監督管理委員会</p>
<p>关于出口货物贸易人民币结算企业管理 有关问题的通知 银发〔2012〕23号</p>	<p>輸出貨物貿易人民元決済企業管理に関連する 問題の通知 銀発〔2012〕23号</p>
<p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部， 各省会（首府）城市中心支行，副省级城市中心 支行；各省（市、自治区）、计划单列市财政厅、 商务主管部门、国家税务局、银监局；海关总署 广东分署、天津、上海特派办、各直属海关；国 家开发银行、各政策性银行，各国有商业银行、 股份制商业银行，中国邮政储蓄银行；</p>	<p>中国人民銀行上海総部、各分行、営業管理部、各 省会（首府）都市中心支行、副省級都市中心支行； 各省（市、自治区）、計画単列市財政庁、商務主 管部門、国家税務局、銀監局；税関総署広東分署、 天津、上海特派員弁事処、各直屬税関；国家開発 銀行、各政策性銀行、各国有商業銀行、株式制商 業銀行、中国郵政貯蓄銀行；</p>
<p>为进一步促进贸易、投资便利化，提高监管针对 性、有效性，根据《跨境贸易人民币结算试点管 理办法》（中国人民银行 财政部 商务部 海关总 署 税务总局 中国银行业监督管理委员会公告 〔2009〕第 10 号），现就出口货物贸易人民币结 算企业管理有关问题通知如下：</p>	<p>監督管理の的確性、有効性を高め、貿易、投資の 利便性を更に促進するために、「クロスボーダー 貿易人民元決済試行管理弁法」（中国人民銀行、 財政部、商務部、税関総署、中国銀行業監督管理 委員会公告〔2009〕第 10 号）に基づき、ここに 輸出貨物貿易人民元決済企業管理の関連問題に ついて以下の通り通知する：</p>
<p>一、各省（自治区、直辖市）、计划单列市具有 进出口经营资格的企业可依法按照《跨境贸易人 民币结算试点管理办法》和本通知开展出口货物 贸易人民币结算。</p>	<p>一、各省（自治区、直辖市）、計画単列市の輸出 入経営資格を有する企業は、法により「クロスボ ーダー人民元決済試行管理弁法」および本通知に 基づき輸出貨物貿易人民元決済を展開できる。</p>
<p>二、中国人民银行会同财政部、商务部、海关总 署、税务总局、中国银行业监督管理委员会（以 下简称六部委）对出口货物贸易人民币结算企业 实行重点监管名单管理。</p>	<p>二、中国人民銀行は財政部、商務部、税関総署、 税務総局、中国銀行業監督管理委員会（以下、六 部委と略）と共同して、輸出貨物貿易人民元決済 企業に対して、重点監督管理リストによる管理を 実行する。</p>
<p>请各省（自治区、直辖市）、计划单列市人民政</p>	<p>各省（自治区、直辖市）、計画単列市の人民政府</p>

<p>府协调当地有关部门根据以下标准选择需要重点监管的出口货物贸易人民币结算企业,报六部委审核。六部委在各省(自治区、直辖市)、计划单列市所报送的企业名单基础上,依据各部门履行职责的需要,确定重点监管企业名单。</p> <p>(一) 近二年内骗取出口退税、偷税、虚开或接受虚开增值税专用发票的;</p> <p>(二) 近二年因涉嫌偷税、涉嫌骗取出口退税、涉嫌虚开或涉嫌接受虚开增值税专用发票被税务机关及公安等部门立案查处的;</p> <p>(三) 近二年有走私等严重违反海关监管的行为;</p> <p>(四) 近二年有比较严重违反金融管理规定的行为;</p> <p>(五) 近二年有比较严重违反国家对外贸易法律法规的行为;</p> <p>(六) 近二年有其他比较严重的违法行为。</p> <p>三、六部委根据各自履行职责的需要,依法对企业和银行开展出口货物贸易人民币结算业务加强管理,充分共享包括重点监管名单等有关信息,形成监管合力,有效防范风险。</p> <p>四、中国人民银行将需要重点监管的出口货物贸易人民币结算企业名单录入人民币跨境收付信息管理系统。银行业金融机构在为这些企业办理各项跨境人民币业务过程中,应借助人民币跨境收付信息管理系统加强审核,切实防范风险;业务办理完毕后,应妥善保存相关文件资料备查。</p>	<p>は当地の関連部門と協調して、以下の基準に基づき重点監督管理の必要がある輸出貨物貿易人民元決済企業を選択し、六部委に報告のこと。六部委は各省(自治区、直辖市)、計画単列市が報告した企業リストをベースとして、各部門の履行すべき職責の必要に基づき、重点監督管理企業リストを確定する。</p> <p>(一) 直近二年以内に輸出税還付の詐取、脱税、虚偽の増値税インボイスを発行あるいは受領したことがある</p> <p>(二) 直近二年以内に輸出税還付の詐取、脱税、虚偽の増値税インボイスを発行あるいは受領した嫌疑により税務機関および公安等の部門の立件査察を受けたことがある</p> <p>(三) 直近二年以内に密輸等重大な税関監督管理に違反する行為がある</p> <p>(四) 直近二年以内に比較的重大な金融管理規定に違反する行為がある</p> <p>(五) 直近二年以内に比較的重大な国家対外貿易法律法規に違反する行為がある</p> <p>(六) 直近二年以内に比較的重大なその他の違法行為がある</p> <p>三、六部委は各自の履行すべき職責の必要に基づき、法により企業および銀行による輸出貨物貿易人民元決済業務に対する管理強化を展開し、重点監督管理リスト等を含む関連情報を十分に共有し、監督管理の共同体制を形成し、有効にリスクを防止する。</p> <p>四、中国人民銀行は、重点監督管理対象となる輸出貨物貿易人民元決済企業リストを人民元クロスボーダー収支情報管理システムに入力する。銀行業金融機構はこれら企業のために各クロスボーダー人民元業務を実施する過程で、人民元クロスボーダー収支情報管理システムを通じて審査</p>
---	---

列入重点监管名单的企业开展跨境贸易人民币结算业务所获得的人民币资金不允许存放境外。

五、六部委对需要重点监管的出口货物贸易人民币结算企业实行动态管理。各省（自治区、直辖市）、计划单列市人民政府每年更新需要重点监管的出口货物贸易人民币结算企业名单，将调整的重点监管名单于每年一月底前报六部委审核。六部委根据本通知第二条的标准在 60 天内对需要重点监管的企业名单进行调整。

六、请各省（自治区、直辖市）、计划单列市人民政府在本通知下发之日起 1 个月内向六部委报送需要重点监管的出口货物贸易人民币结算企业名单。经六部委联合审核并下发名单后，已报送名单的省（自治区、直辖市）、计划单列市具有进出口经营资格的企业均可依法按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》和本通知开展出口货物贸易人民币结算。在名单下发前，相关省（自治区、直辖市）、计划单列市原列入试点企业名单的企业可继续开展出口货物贸易人民币结算业务。

七、请中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，各副省级城市中心支行将本通知转发至辖区内银行业金融机构。

二〇一二年二月三日

を強化し、リスクの防止を徹底しなければならない。業務処理完了後は関連文書資料を調査に備えて適切に保存しなければならない。重点監督管理リスト上の企業がクロスボーダー貿易人民元決済で取得した人民元資金は域外に留保してはならない。

五、六部委は重点監督管理の必要がある輸出貨物貿易人民元決済企業に対して動態管理を実施する。各省（自治区、直辖市）、計画単列市の人民政府は毎年重点監督管理の必要がある輸出貨物貿易人民元決済企業のリストを更新し、調整を行う重点監督管理企業リストを毎年一月末までに六部委に審査のため報告する。六部委は本通知第二条の基準に基づき 60 日以内に重点監督の必要がある企業リストの調整を実施する。

六、各省（自治区、直辖市）、計画単列市の人民政府は本通知発布日より 1 ヶ月以内に、六部委に重点監督管理の必要がある輸出貨物貿易人民元決済企業リストを報告のこと。六部委連合による審査を経たリストの公布後、リストを報告した各省（自治区、直辖市）、計画単列市の輸出入経営資格を有する企業は全て法により「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」および本通知に基づき輸出貨物貿易人民元決済を展開することができる。リスト公布前は、関連する各省（自治区、直辖市）、計画単列市における従来のパイロット企業リスト上の企業は引続き輸出貨物貿易人民元決済業務を展開できる。

七、中国人民銀行上海総部、各分行、営業管理部、各省都（首府）都市中心支行、副省級都市中心支行は、本通知を管轄区内の銀行業金融機構に転送のこと。

二〇一二年二月三日

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大廈 4 階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大廈 22 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255